



照度計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1609-2 : 2008

(IEIJ/JMIF/JSA)

平成 20 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡 路 正 博	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	石 川 洋 一	社団法人日本電気計測器工業会
	石 崎 法 夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	石 野 耕 也	環境省
	市 原 裕	株式会社ニコン
	伊 藤 尚 美	社団法人日本計量機器工業連合会
	大 園 成 夫	東京電機大学
	河 野 嗣 男	首都大学東京名誉教授
	頓 所 達 男	日本精密測定機器工業会
	桧 野 良 穂	独立行政法人産業技術総合研究所
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：社団法人照明学会

(〒100-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会 (委員長 岡路 正博)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 単位	3
5 性能	3
5.1 検定公差	3
5.2 直線性	4
5.3 斜入射光特性	4
5.4 可視域相対分光応答度特性	4
5.5 紫外域・赤外域の応答度特性	4
5.6 表示部の特性	4
5.7 疲労特性	4
5.8 温度特性	5
5.9 湿度特性	5
5.10 電源変動特性	5
6 構造及び機能	5
6.1 構造一般	5
6.2 受光部	5
6.3 表示部	5
7 試験	6
7.1 試験条件	6
7.2 直線性試験	6
7.3 斜入射光試験	7
7.4 可視域相対分光応答度特性試験	8
7.5 紫外域・赤外域応答度特性試験	9
7.6 表示部の特性試験	10
7.7 疲労特性試験	10
7.8 温度特性試験	11
7.9 湿度特性試験	11
7.10 電源変動特性試験	11
8 表記	11
9 器差検定の方法	12
10 使用中検査	12
11 対応関係	12

	ページ
附属書 A（規定）器差検定の方法	13
附属書 B（規定）使用中検査	14
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人照明学会（IEIJ）、社団法人日本計量機器工業連合会（JMIF）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 1609 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1609-1 第 1 部：一般計量器

JIS C 1609-2 第 2 部：取引又は証明用



照度計—第 2 部：取引又は証明用

Illuminance meters—Part 2 : Measuring instruments used in transaction or certification

序文

この規格は、照度計が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本工業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第 19 条の表示を付すことはできない。

なお、現時点において、対応国際規格は制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、一般照明用光源（白熱電球、蛍光ランプ、HID ランプなど）の照度¹⁾を測定するアナログ指示式照度計及びデジタル表示式照度計（以下、“照度計”という。）のうち、日本国内における取引又は証明に用いられる照度計について規定する。

注¹⁾ この規格でいう照度とは、平面に入射する光だけを測定対象とする照度であり、曲面に入射する球面照度、円筒面照度などの照度は含まない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7526 光度標準電球

JIS Z 8103 計測用語

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8120 光学用語

JIS Z 8203 国際単位系 (SI) 及びその使い方

JIS Z 8720 測色用標準イルミナント（標準の光）及び標準光源

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8103**、**JIS Z 8113** 及び **JIS Z 8120** によるほか、次による。

3.1

受光部

検出器、フィルタその他の光学素子などを含めた、光を電氣的出力に変換する部分の総称。

3.2